

## グリーン住宅ポイント対象住宅証明依頼書

年 月 日

一般財団法人 滋賀県建築住宅センター  
理事長 様

依頼者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
代理者の氏名又は名称

下記の住宅について、グリーン住宅ポイント対象住宅判定基準適合審査を依頼します。  
この依頼書及び提出図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【所在地（地名地番）】

【名称】

【建て方】  一戸建ての住宅  共同住宅等

【共同住宅等の場合】

(1) 注文住宅の新築 又は 新築分譲住宅の購入

 個別依頼 証明の対象となる住戸番号 \_\_\_\_\_ 一括依頼 ※<sup>1</sup> \_\_\_\_\_ 戸(2) 賃貸住宅の新築  一括依頼（全住戸） ※<sup>1</sup> \_\_\_\_\_ 戸

【構造】 \_\_\_\_\_ 造 一部 \_\_\_\_\_ 造

【適用するグリーン住宅ポイント対象住宅判定基準】

 注文住宅の新築 又は 新築分譲住宅の購入：断熱等性能等級 4 ※<sup>2</sup> かつ 一次エネルギー消費量等級 4 以上 賃貸住宅の新築：建築物省エネ法に基づく住宅トップランナー制度の基準に適合※<sup>3</sup>し、かつ全ての住戸の床面積が 40 m<sup>2</sup>以上

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
受理者氏名	

※<sup>1</sup> 一括依頼の場合は別紙に必要な事項を記載してください。※<sup>2</sup> 断熱等性能等級 4 を満たさない住宅であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に基づく住宅の外皮性能の基準に適合するものを含む※<sup>3</sup> 当該共同住宅等が建築物エネルギー消費性能等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省第 1 号）第 1 条第 1 項第 2 号イ（1）に適合すること及び当該共同住宅等の BEI（設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいう。）が 0.9 以下であることをいう。

&lt;滋賀県建築住宅センターからのお願い&gt;

グリーン住宅ポイント対象住宅の技術基準適合状況や住宅の仕様などについて、住宅政策の立案に資するために、個人や個別の住宅が特定されない統計情報として、国土交通省やグリーン住宅ポイント事務局に提供することがございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。